

# 地下水資源調査業務委託 仕様書

## 第1章 総 則

### 1-1 適用範囲

本仕様書は、福島県が委託する「地下水資源調査業務委託」に適用する。

本業務は、福島県土木部監修の共通仕様書「業務委託編Ⅱ（平成30年10月1日一部改正）地質調査業務共通仕様書」（「福島県土木部」とあるものは「福島県企画調整部」と、「当該業務を所管する課長以上の職にある者」とあるものは「土地・水調整課主幹兼副課長」と読み替えて適用する。）によるほか、この仕様書による。

### 1-2 業務の目的

本業務は、県内各地の地下水資源の水質と水量を総括的に把握し、その情報を県民や市町村・関係機関等に提供・共有することで、水源確保等、長期避難者等の地下水への不安払拭による帰還の支援や、野菜工場等復興産業に利用することを目的としており、今年度の現地調査結果と併せて、平成25年度から実施してきた地下水資源調査の成果をとりまとめ、公表する。

また、本業務で実施する既存井戸調査等を通じて、井戸所有者の意向や井戸構造等を把握し、その情報を市町村や関係機関と共有することで、災害時の非常用水源として井戸活用を図ることも目的の一つとしている。

### 1-3 業務概要

本業務は、以下の調査業務を実施し、平成25年度から実施した調査結果と併せて得られた地下水資源の水質と水量の情報を、県民に分かりやすく整理・取りまとめを行い、公表するものである。

- (1) 業 務 名 地下水資源調査業務委託 1式
- (2) 期 間 契約締結日から令和2年3月27日限り
- (3) 場 所 福島県浜通り・中通り地域一円
- (4) 業務内容
  - ① 計画・準備
  - ② 継続井戸の現地調査
  - ③ 井戸水の放射性物質検査
  - ④ 現地調査結果のとりまとめ
  - ⑤ 事業調査結果の整理

- ⑥ 事業調査結果に基づく考察
- ⑦ 公表用事業成果報告書作成
- ⑧ 事業成果報告書作成

#### 1-4 成果品

本業務の成果品は、「福島県電子納品運用ガイドライン（案）【業務委託編】」（以下「委託ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データ（CD 2 部）、及びこれを出力した紙 5 4 部（A 4 版製本 1 部、簡易製本版 5 3 部）とする。

報告書のうち 4 4 部は調査実施市町村及び水道企業団へ郵送すること。

なお、委託ガイドラインによりがたい調査項目がある場合には、事前に監督員と協議すること。

#### 1-5 契約変更

契約変更については、共通仕様書第 1 2 4 条によるほか、以下の各号に掲げる場合に変更を行うものとする。

- (1) 現地調査（地下水位調査、簡易水質調査等）・室内試験・井戸の所在確認等の実施箇所数に変更が生じた場合
- (2) 監督員の指示により、調査方法等に変更が生じた場合
- (3) 報告書の部数に変更が生じた場合

### 第 2 章 作業細部に関する事項

#### 2-1 計画・準備

##### ① 現地調査予定地の選定

平成 3 0 年度地下水資源調査において、新たに追加した調査井戸 3 2 箇所を継続調査について、現地調査に先立ち、調査立入等に関する同意を市町村及び井戸所有者から得る。

#### 2-2 現地調査

##### ① 地下水位調査及び簡易水質調査

既存井戸（3 2 箇所）において、地下水位標高計測後、採水し簡易水質調査（水温、電気伝導度、pH、ORP、塩分濃度、フッ素、鉄、マンガン、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素）を実施する。（フッ素、鉄、マンガン、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素はパックテストとする。）

なお、後日、井戸水位の変化を確認するため、井戸口付近のコンクリート構造物等に標高計測のための測量鉈（仮 BM）を設置する。

また、飲料水として利用している井戸において、水道法に定める水質

基準値を超える値が確認された場合、ただちに再採水・水質調査を実施し、再び基準値を超える値が確認された場合には、室内水質検査を実施する。

② 放射性物質検査用試料の採水

調査井戸から放射性物質検査用試料の採水を行う。採水量は2ℓ以上とし、採水については雨水や濁水、土砂等が混じらないように注意する。

また、輸送中に空気が混入しないように採水瓶の口まで満水にするなど、適切に管理する。

③ 既存井戸構造等の調査

災害時の非常用水源として既存井戸活用の可能性を検討するため、井戸構造や周辺環境等についても併せて調査する。

④ 補足調査

必要に応じ、井戸所有者等への聞き取りや井戸周辺の補足調査を行う。

⑤ 調査結果の整理・取りまとめ

現地調査及び放射性物質検査の内容を取りまとめる。

⑥ 井戸調査結果報告

井戸調査結果を企業・個人所有者へ報告する際の様式を作成する。

報告様式には調査結果以外に調査の位置づけ、調査結果の解説を加え、井戸所有者に理解しやすい内容とする。

### 2-3 放射性物質検査

福島第一原子力発電所の事故による地下水への放射性物質の影響の有無を確認するため、国や県・市町村で放射性物質のモニタリング調査等を実施していない井戸について、井戸水の放射性物質検査（セシウムCs-134、Cs-137）を実施する。

なお、放射性物質の検査はゲルマニウム半導体検出器を用い、放射性物質濃度の検出限界値は井戸水：1Bq/kgとする。

### 2-4 現地調査結果のとりまとめ

- ① 今年度実施する32箇所の井戸現地調査結果について取りまとめる。

### 2-5 事業調査結果の整理

平成 25 年度から収集した既存井戸データを一元的に整理し、井戸台帳の各項目毎に必要な情報を簡易に抽出できるよう整理する。既存井戸の数量は別紙「地下水資源調査結果の取りまとめについて(参考資料)」による。

#### 2-6 事業調査結果に基づく考察

2-5で整理したデータを基に、地下水の利用方法、井戸の種類、地下水利用量、地下水質等の各項目において、地域的、地質的な特徴を考察し、取りまとめる。

#### 2-7 公表用事業成果報告書作成

2-6で取りまとめた考察を、別紙「地下水資源調査結果の取りまとめについて(参考資料)」の構成を参考に、公表資料としてとりまとめる。

業務期間中に資料構成や資料作成に係る打合せを3回(初回、中間、最終)実施し、土地・水調整課長及び監督員が指示する内容について実施するものとする。なお、これに係る指示は設計変更の対象としない。

#### 2-8 事業成果報告書作成

本事業で得られた成果を報告書として取りまとめる。

### 第3章 その他

#### 3-1 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けるものとする。

#### 3-2 諸経費

第2章2-1～2-2、及び2-4については、福島県土木部「設計業務等標準積算基準」地質調査業務の諸経費を適用する。

第2章2-5～2-8については、福島県土木部「設計業務等標準積算基準」設計業務の諸経費を適用する。

第2章の室内水質検査・放射性物質検査については、諸経費の対象としない。